

- （2）の（ア）から（ケ）までに掲げる事項のうち、報告をしようとする時点において把握している事項を報告

（二） 確報の報告

- 報告を要する事態を知った日から起算して30日以内（当該事態が不正の目的をもって行われたおそれがある当該犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等に対する行為による犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報漏えい等である場合にあっては、60日以内）に報告
- （2）の（ア）から（ケ）までに掲げる事項のうち、当該事態に関する報告が必要なものを報告

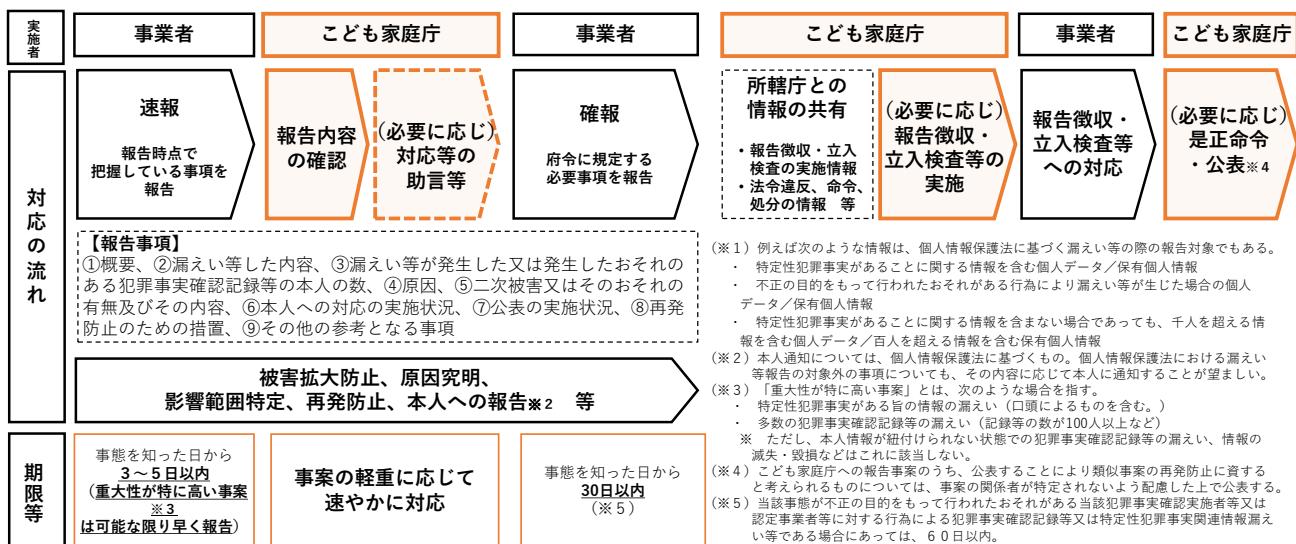
（三） 報告の方法

- 原則として、特定の報告フォームを通じて報告

※ 「直ちに報告」とは、「事業者が当該事態を知った日から起算して3～5日以内（重大性が特に高い事案等については、可能な限り早く報告することが望ましい）」とする。この「重大性が特に高い事案」とは、次のような場合を指す。ただし、漏えい等した情報だけでは特定の個人を識別できない状態での犯罪事実確認記録等の漏えい、情報の滅失・毀損などはこれに該当しない。

- 特定性犯罪事実がある旨の情報の漏えい（口頭によるものを含む。）
- 多数の犯罪事実確認記録等の漏えい（記録等の数が100人以上など）

図表 98 （犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大事態が生じた際の事務フローイメージ）



（4）個人情報保護法に基づく報告との関係

① 個人情報保護法における対応

- 個人情報保護法第26条第1項においては、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならないこととされている。